

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年5月7日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：23件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水移送ポンプ（A）出口弁及び原子炉給水ポンプバイパス弁にフレキシブル電線管の損傷と弁棒保護カバーの紛失が認められたため、当該電線管を交換及び保護カバーを取付	G III	
2	1号機	原子炉建屋直流回路漏電警報器の点検において、定電圧回路に動作不良が認められたため、当該回路用基板を交換	G III	
3	1号機	給水加熱器ドレンポンプ（B）出口ドレン弁の点検において、操作ハンドルに破損が認められたため、当該操作ハンドルを交換	G III	
4	1号機	非常照明灯の電源用蓄電池（8台）の点検において、内部部品の腐食及び充電タイマの動作不良が認められたため、当該蓄電池を交換	G III	
5	1号機	循環水系配管用電気防食装置の点検において、電源盤内電気防食電位指示計に計器精度外れが認められたため、当該電位指示計を修理	G III	
6	1号機	原子炉建屋4階天井部付近の燃料プール冷却浄化系スキマサージタンク壁板と同タンク室壁面との隙間より水のにじみが認められたため、対応検討	G III	
7	1号機	主低圧タービン（A）上半ダイヤフラムの点検において、浸食及び巣（材料製作時の空隙）が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
8	1号機	主低圧タービン（A）下半ダイヤフラムの点検において、浸食及び貫通孔が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
9	1号機	主低圧タービン（B）上半ダイヤフラムの点検において、浸食が認められたため、当該部を点検・修理	G III	
10	1号機	主低圧タービン（B）下半ダイヤフラムの点検において、凹みが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
11	1号機	非常用ディーゼル発電機（B）補助海水系ポンプ（B）起動時、原因不明の出口圧力低下が認められたため、当該ポンプを点検・修理及び対応検討	G III	7月16日再審議にて グレード変更 G II→G III
12	1号機	活性炭ホールドアップ装置冷却系の冷却水循環ポンプ（A）のドレンファンネル用ベント配管に破損が認められたため、当該配管を点検・修理	G III	
13	2号機	非常照明灯の電源用蓄電池（6台）の点検において、内部部品の腐食が認められたため、当該蓄電池を交換	G III	
14	2号機	海水系配管防食用硫酸第一鉄注入装置注入ポンプ出口配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
15	3号機	移動式炉内計装系駆動制御装置（B）の監視用画面に表示不良が認められたため、当該装置を点検・修理	G III	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	3号機	タービン建屋換気空調系6. 9kV高圧電源開閉器盤室内空調機の結露水用堰内にヘドロが堆積しているため、当該堰内を清掃	対象外	
17	4号機	換気空調系常用冷却装置(C)の渦流探傷検査において、閉止栓推奨チューブ(7本)が認められたため、当該チューブに閉止栓を取付	G III	
18	4号機	再循環ポンプ停止系しゃ断器盤(4A-2)の裏側扉開閉用取っ手(3箇所の内、1箇所)に破損が認められたため、当該扉を点検・修理	G III	
19	6号機	タービン建屋換気空調系2階北側移送排風機内のドレン排水配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	G III	
20	集中環境施設	使用済燃料輸送容器保管建屋用天井クレーンの点検において、横行用電動機(1台)及び走行用電動機(2台)のシャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	G III	
21	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉建屋の主排気ダクト内トリチウム捕集装置用冷凍機(A)が過負荷により自動停止したため、当該装置を点検・修理	G III	
22	集中環境施設	プロセス主建屋電気温水器給湯循環ポンプ(A)の軸シール部に温水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
23	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉の1次セラミックフィルタ部品破碎機(B)の排気用ノズル部に亀裂が認められたため、当該部を点検・修理	G III	